

令和2年3月12日

各 医療機関の長 様

滋賀県医師会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 越智眞一

新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査）および  
新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

平素は、地域医療の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおりご連絡申し上げますのでご留意願います。

記

**【連絡事項1】PCR検査について**

- ・新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査）が令和2年3月6日から保険適用となりました。このことにより、これまでの地方衛生研究所等の他に、大学病院や民間検査施設等における検査が拡大され、PCR検査実施数の増加が予想されます。  
しかし、検体の採取は、PPE（個人防護具）の着用をはじめ、適切な感染予防策のもとでなければ実施できません。
- ・保険適用されるPCR検査を実施する医療機関は、県庁と委託契約を結ぶ必要があります。→ 一般的の診療所、病院では上記PCR検査を実施いただけません。
- ・県庁は、①県内におけるPCR検査実施可能機関（医療機関等）数や、②各機関における一日あたりのPCR検査可能件数を把握し、県内におけるPCR検査を効率的に実施できるよう対策・方向を検討し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含め、県内の関係者で調整することとされています。
- ・現状は、滋賀県ではまだ保険適用によるPCR検査導入のための準備中であるため、当面は行政検査のみでの対応になるとのことです。

（当面の間、「院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関においてPCR検査を実施する。」とされています。）

※「今後、全ての医療機関でPCR検査が可能となる」といった報道もされたため、医療機関に対してPCR検査の実施に関する問い合わせが入ることも想定されます。一方、PPE等感染予防具は極めて入手が困難な状況にあります。

このような状況から、上記のような感染予防策を講じることのできない医療機関において、同検査の実施を患者から求められた場合には、これまでどおり診察で得られた情報及び帰国者・接触者相談センター（保健所）との相談に基づいてPCR検査の適応を医学的に判断いただき、帰国者・接触者外来の検査体制の整った医療機関に紹介する対応をお願いいたします。〔現時点では、帰国者・接触者相談センター（保健所）のみが帰国者・接触者外来に送る判断を行います。〕

※県庁の体制が決まりましたらご連絡いたします。

**【連絡事項2】新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について→次ページのとおり**

日医発1202号（地461）（健II314）F  
令和2年3月11日

都道府県医師会長 殿  
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長  
横倉 義武  
日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

#### 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点についての事務連絡が発出されました。

本件は、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者者が来院した際の留意点について、一般の医療機関においても十分に了知いただきたい内容の周知を求めるものであります。

（以下、厚生労働省事務連絡の留意点の抜粋及び注記）

##### 1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えないとされております。

上記について、日本医師会として、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えばインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨

床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。

2. (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下、同様。）を診察する際の感染予防策

- ・患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サーナカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（同上）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。



2. (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1)に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。

3. 応招義務

新型コロナウイルス感染を疑う患者の

患者が発熱や上気道症状を有しているというこのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来 ~~新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。(滋賀県の場合は帰国者・接触者相談センターへ相談)~~

◇滋賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部からのお願い◇

- ①発熱症状、上気道症状のみられる患者が来院あるいは、電話で問い合わせがあつた場合には、できるだけ症状を聴き取りして、医学的・総合的に判断して帰国者・接触者相談センター（保健所）に送る必要があると判断された場合は、保健所に電話してそのことを伝えてください。
- ②診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後で判明した場合は、速やかに県医師会あてご報告ください。TEL：077-514-8711